

中京大学キャンパスネットワーク利用ガイドライン

中京大学キャンパスネットワーク利用内規第4条利用者の責任に関連する利用ガイドラインを以下のように定める。
本ガイドラインは、情報センター長承認の上、改訂可能とする。

1. 電子媒体配送

秘密情報、個人情報が記録された媒体は原則的に学外（自宅を含む）へ持ち出さない。
持ち出さなければならないときは、暗号化しておく。

2. 個人情報保護

個人情報を当事者が参照するときには、当事者外の情報を参照されないように留意しなければならない。

例 学生に登録電話番号を確認するとき、他の学生の情報が参照できないよう配慮する。

教育研究と直接関連しない用途に、電話番号や住所などの個人情報を利用してはならない。

個人情報が記載された帳票類が不要になったときは、シュレッダーなどにかけて廃棄しなければならない。

個人情報が記載された電子媒体のデータが不要になったときは、データを消去しなければならない。

3. パソコン利用

利用しない時（例 退勤時）は必ず電源を切っておく。

利用可能なアカウントには必ず安全なパスワードを設定しなければならない。

モデムなどのネットワーク機器の増設は原則的に認めない。

パソコンを廃棄するときには専用ソフトウェアを用いてOS、ソフトウェア、データとも完全に消去する。
共有フォルダなどで情報共有をはかるときには必ずパスワードを設定する。

4. パスワード管理

パスワードは安全なものを用い、秘密にしておく。

例 英字・数字・記号を必ず含み6文字以上、かつ固有名詞や辞書にある文字列は使用しない。

パスワードのメモが安全に管理される場合を除き、メモは作成しない。

利用者のパスワードは他人に使用させない。

複数人でパスワードを共有することは原則的には認めない。

必要がある場合は、定期的（最低1年以内）に変更しなければならない。

外部の公共端末など安全性の確認できない端末、ネットワークからはパスワードを入力しない。

5. ウィルス対策

OSやアプリケーションについては、常に脆弱性情報を収集し、高いセキュリティを確保しなければならない。
WindowsにおいてはWindowsUpdateの最適な利用に努める。

ウィルス情報の更新は頻繁に行い、日常的にアンチウィルスソフトを稼働させておく。

電子メールの添付ファイルについては、本文で添付の意思が確認されない場合は開いてはいけない。

ウィルスに感染した恐れがあるときには、まず、ネットワークから切り離す。

6. 非常設パソコンの取り扱いについて

移動して使用する非常設パソコン（例 ノートパソコン）をネットワークに接続する場合は、必ず事前にウィルスチェックを行い、安全であることを確認してから接続しなければならない。

7. 著作権保護

著作権を侵害する行為を行ってはならない。特に以下の項目に留意する。

許諾を受けていない著作物をアップロード/ダウンロードしてはならない。

ファイル共有ソフトウェアを使用してはならない。ただし、「ファイル共有ソフト使用申請書兼誓約書」を提出し、情報センター長が許可した場合はこの限りではない。

ソフトウェアの違法インストールをしてはならない。